



熊野古道アクションプログラム3
保全と活用のための活動指針

平成27年3月

熊野古道協働会議

はじめに（「熊野古道アクションプログラム」とは）	1
--------------------------	---

1 策定の概要

1-1 策定の目的	3
1-2 策定方法	3

2 現状と課題

2-1 現状とこれまでの成果	4
2-2 今後見込まれる社会環境の変化	6
2-3 課題	7

3 熊野古道の保全・活用のめざす姿

4 活動指針と具体的な取組

目標 1 価値に気づく	10
目標 2 守り伝える	13
目標 3 伊勢路を結ぶ、地域を活かす	16
（付表 1）関係者に期待される役割整理表	21
（付表 2）めざす姿の実現に向けた取組の方向性	22

熊野古道伊勢路 資料編

資料 1 熊野古道伊勢路概略図	25
資料 2 「紀伊山地の霊場と参詣道」「熊野古道伊勢路」 シンボルマーク・デザインガイド	26

世界遺産 資料編

1 世界遺産とは	29
2 日本の世界遺産	29
3 世界遺産の価値基準	30
4 「紀伊山地の霊場と参詣道」と三重の熊野古道	31
5 世界遺産の保全について	34
6 紀伊山地の参詣道ルール	36

はじめに（「熊野古道アクションプログラム」とは）

「熊野古道アクションプログラム」は、熊野古道に関わる人々および関心を寄せる人々が、熊野古道の保全と活用のために自発的に活動するための指針です。

「紀伊山地^{きいさんち}の霊場^{れいじょう}と参詣道^{さんげいみち}」が世界遺産暫定リストに登載された翌年から、地域住民、市民活動団体、事業者、専門家、行政機関などの熊野古道関係者が協働して、熊野古道の保全と活用について検討を重ね、平成15年3月に最初の活動指針となる「熊野古道アクションプログラム」をとりまとめました。

平成16年7月、「紀伊山地の霊場と参詣道」が正式に世界遺産に登録され、世界遺産としての熊野古道の保全と活用に関する活動が始まりました。その後、社会情勢の変化や活動の状況に即した形で、平成17年7月に「熊野古道アクションプログラム2」、平成20年12月に「熊野古道アクションプログラム2 追記編」の2回の改定を行いました。

世界遺産の登録から10年を迎えた今年（平成26年）、これまでの活動や考え方について検証し見いだされた成果と課題、および今後予想される社会環境の変化等を踏まえて、今後10年の活動指針、5年程度の取組の方向性をとりまとめたものが「熊野古道アクションプログラム3 保全と活用のための活動指針」です。

地域の住民はもとより、市民活動団体、事業者、専門家、行政機関など熊野古道に関わる全ての人々、団体が、ここにまとめた基本的な考え方に沿って、熊野古道の本質を理解した上でその保全と活用に取り組み、「熊野古道伊勢路」を後世に継承していきたいと考えています。

世界遺産としての熊野古道

三重県、奈良県、和歌山県の三県にまたがる「紀伊山地の霊場と参詣道」は、平成16年7月に世界遺産（文化遺産）として登録されました。「紀伊山地の霊場と参詣道」は、日本の世界遺産としては初めて遺産全体が「文化的景観」として登録されたことに大きな特徴があります。

文化的景観という考え方

世界遺産には文化遺産、自然遺産、複合遺産の3種類があり、人類が築き上げた壮麗な記念碑的建造物や手つかずの自然地域が中心となって登録されてきました。そこに1980年頃から、人が自然に対して働きかけ、自然との間に築き上げてきた物理的、精神的な関係を多様に示す「文化的景観」の普遍的価値を認めようという声が高まり、その考え方を世界遺産に含めるよう検討が開始されました。

10年あまりの検討の結果、1992年、従来の文化遺産の登録基準の中に、遺産を景観的な側面から解釈することが可能な文化的景観が加えられました。

文化的景観には次のようなものがあります。

- i 人間によって設計され創り出された公園や庭園などの景観
- ii 棚田など農林水産業などの産業と関連した有機的に進化してきた景観
- iii 自然的要素が強い宗教的、芸術的、或は、文化的な事象に関連する景観

参考：「世界遺産 Q & A」「世界遺産ガイドー文化遺産編ーIV. 文化的景観」

文化的景観が世界遺産の概念に取り入れられてから、文化的景観による登録は年々増加しています。

熊野古道の文化的景観

「紀伊山地の霊場と参詣道」は、神道、仏教および修験道の霊場とそれらを結ぶ参詣道が、紀伊山地の山、川、海という大自然、そしてそこに暮らす人々の生活とも多様に結びつき、独特の文化的景観を形成しています。

紀伊山地は古くから林業の盛んな地域であり、千年におよぶ歴史の中で人為と自然がみごとに調和した特徴ある森林地帯が形成されています。熊野古道の森林景観は、ある時は林業と密接に関わり、またある時は雄大な自然の姿そのものと、さまざまな情景を見せてくれます。また、遥かに目を移せば、重なる山々の雄大な姿や果てしない海原と波濤洗う海岸線は、自然への畏怖の念から、神々の里と呼ばれるにふさわしい景観を備えています。

多様な信仰を背景とする熊野古道は、これらのすばらしい景観を巡る単なる通行路ではない、精神性を深める「祈りの道」として、世界でも唯一無二の個性を持っています。



1

策定の概要

1-1 策定の目的

「熊野古道アクションプログラム3 保全と活用のための活動指針」は、熊野古道の価値を将来に向けて守り伝えることを目的に、熊野古道に関わる人々および関心を寄せる人々が、熊野古道の保全と活用にあたっての考え方を共有し、自発的な活動を推進するとともに、関係者と連携・協働することで、その保全と活用をより一層進めていくために、関係者と協働して策定しました。

1-2 策定方法

(1) 関係者アンケート調査（平成 25 年度）

熊野古道アクションプログラム2に記載された3つの目標「価値に気づく」「守り伝える」「伊勢路を結ぶ」に係る取組を検証し、課題や今後の取組の方向性を見いだすことを目的として、熊野古道関係者（約 250 名）を対象にアンケートを実施し、87 名の方から回答を得ました。

(2) 関係者・有識者ヒアリング・アンケート調査（平成 26 年度）

これまでの熊野古道の保全と活用に係る取組について、その成果と課題等を把握し、今後の保全・活用に向けた活動指針や方向性を検討するため、保存会・語り部等の市民活動団体や有識者等を対象にヒアリング等調査を実施しました。

(3) 来訪者アンケート調査（平成 26 年度）

熊野古道伊勢路を訪れる人の属性や動機、訪れた人が感じる伊勢路の魅力と課題、再来訪意向等を把握するため、来訪者を対象にアンケート調査を実施し、302 通の回答を得ました。

(4) 検討会議（平成 26 年度）

上記調査の結果等をもとに、熊野古道アクションプログラムの改定に向けて、熊野古道関係者、行政担当者等で構成する検討会議を3回にわたり開催し、検討を重ねました。

(5) 平成 26 年度熊野古道協働会議※（平成 26 年度）

以上の経過をもとにとりまとめた「熊野古道アクションプログラム3 保全と活用のための活動指針（最終案）」について、熊野古道協働会議（平成 27 年 3 月 1 日開催）において関係者が協議し、今後の活動指針・取組の方向性として合意しました。

※熊野古道協働会議…熊野古道に関わる人々が意見交換や調整を行う場として設置している会議

2

現状と課題

2-1 現状とこれまでの成果

熊野古道の文化的景観は、古くは参詣道として、また、地域住民の生活の道として、熊野の人々の暮らしの中でつくられ、維持されてきました。

その価値が再び見直されるようになり、保存会や語り部の会、研究会等の地域における長年の自主的な活動・研究が基礎となって、平成16年に世界遺産に登録されました。埋もれていた道や史跡、伝承等の掘り起こしが進み、伊勢から東紀州地域にわたり保存会や語り部の会等の活動団体が組織されるなど、今日にいたるまで地道な活動は継続されています。こうした活動により、文化的景観が維持されているだけでなく、地域において熊野古道という名称が浸透し、訪れる人々へのおもてなしや情報発信につながっています。

一方で、世界遺産登録を機に、ハード面においても受入態勢が進展しました。熊野古道と周辺地域の情報発信拠点として、平成19年に「三重県立熊野古道センター^(※)」が開館したことをはじめ、「夢古道おわせ」、「紀南中核的交流施設」、「お綱茶屋」、「鬼ヶ城センター」などの集客交流施設が整備されました。

また、紀勢自動車道が開通し、熊野尾鷲道路が一部区間を除いて熊野市まで延伸しました。これにより、東紀州地域の日帰り交流圏域（3時間圏域）が名古屋市まで拡大するなど、東紀州地域への交通アクセスが大きく向上しました。

これまでの取組に加えて、平成26年には「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産登録10周年を迎え、さまざまな関係者による多彩な記念事業が開催されたことなどから、熊野古道伊勢路の認知度は高まりつつあり、来訪者も増加しています。世界遺産登録当初、15万人だった年間来訪者数は平成26年には40万人を超えました。地域内外から多くの人々が伊勢路を訪れ、その魅力を体感しています。



熊野古道来訪者

熊野古道道標

世界遺産に登録されている各峠道に、約100m間隔で木製の道標を設置しています。

古道来訪者の歩行の目印にさせていただくとともに、けがや急病など緊急の際には、峠名と道標の番号を伝えることによって、救助活動を迅速に行うことができます。

©株式会社アークビジョン



語り部による案内の様子

● 主な成果 ●

目 標	主 な 成 果
価値に気づく	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古道や熊野の歴史・文化に関する調査研究および研究誌の発行 ・ 地域住民を対象とした講座の開催 ・ 首都圏等の大学と連携したオープンカレッジでの講義、共同研究 ・ 都市部での古道や地域の魅力を発信する文化講座やセミナーの開催 ・ 5周年記念事業としての熊野古道国際会議の開催 ・ 学校教育での古道に係る遠足や総合学習の取組 ・ 子供向けの学習教材の作成 ・ 本質を伝える PR ビデオの制作 ・ ホームページやパンフレットによる情報発信 ・ 熊野古道センターの整備、集客交流
守り伝える	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの保存会の発足、保全活動の実施による景観と安全・安心に歩ける古道の保全 ・ 保全活動に対する企業等からの財政的支援の開始・継続 ・ 語り部の会の発足、案内等の活動による来訪者への古道の魅力の啓発 ・ 参詣道ルールの制定と普及・啓発 ・ 伊勢路景観保護条例の制定、保存管理計画の策定 ・ 熊野川流域景観計画の策定 ・ 保存会、語り部の会の活動の継続、活動への高い評価
伊勢路を結ぶ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊勢から東紀州エリア全域での保存会、語り部の会の活動の広がり ・ 古道を歩くためのガイドマップ、伊勢から熊野までを通して歩くための冊子、周辺情報を整理したガイドブックの整備 ・ トイレや東屋、駐車場の整備 ・ 伊勢路シンボルマークの作成 ・ 世界遺産道標、伊勢路道標、峠の安全を高める道標の整備 ・ 多くの集客交流拠点や紀南中核的交流施設の整備 ・ 伊勢から熊野まで通って歩くことを推奨するイベントの実施 ・ 都市部からのシャトルバスや地域の周遊バスの整備 ・ インターネットやパンフレット、5周年・10周年記念事業をはじめさまざまなイベント等による誘客に向けた情報発信による認知度の向上 ・ 上記による来訪者の大幅な増加 ・ 熊野古道協働会議をはじめとする関係者の連携会議の発足、連携・協働促進 ・ 和歌山県、奈良県との三県協議会の設置・運営など、三県連携の取組の前進

※三重県立熊野古道センター

平成 19 年 2 月にオープンしたセンターは、熊野古道の本質の理解をサポートするための施設として、① 情報収集・集積、② 交流、③ 情報発信をその中心的な機能としています。また、来訪者や熊野古道に興味を寄せるさまざまな人々にとっての総合窓口機能も果たしています。



2-2 今後見込まれる社会環境の変化

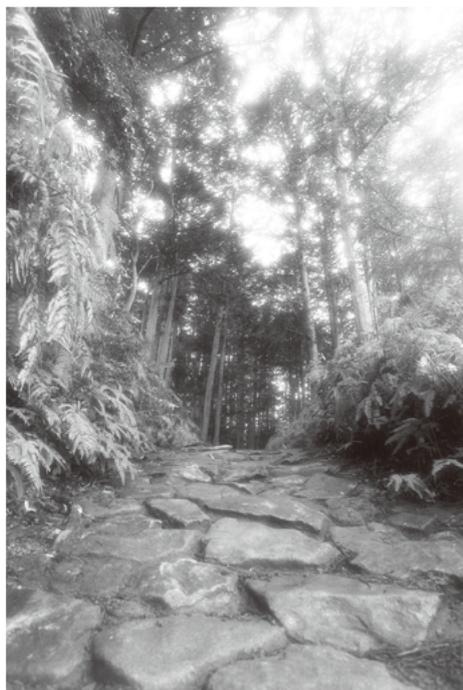
熊野古道の文化的景観は、そこに住む人々の生活があってこそ成り立つものであり、その継続的な営みが全ての前提にあります。しかし、地域を支えてきた農林水産業の低迷や、企業活動の縮小などにより、地域に働く場が少なくなり、若年層の流出、過疎化・高齢化の進行からコミュニティの維持が難しい地域も広がってきています。全国的に見ても、この傾向はさらに進展するものと予想されます。

一方で、過疎地の集落に若者が新たに定住したり、お店や工房を開いたりするなどの動きもあり、田舎の暮らしや自然環境、その中にある歴史・文化、産業が見直されるといった意識・社会環境の変化もみられます。

三重県周辺においては、国道311号の拡幅工事等が進むことで、熊野古道でつながる奈良県、和歌山県との往來の増加、周遊の促進が期待できます。全国では、北陸新幹線の延伸や北海道新幹線の開通、東京―名古屋間のリニア中央新幹線開通など交通網整備の拡充が予定されており、人々の行動範囲がますます拡大することが期待されます。

また、県内では、全国規模のスポーツイベントの開催が決定しています（平成30年（2018年）全国高等学校総合体育大会、平成33年（2021年）国民体育大会）。熊野古道伊勢路を有する市町での試合開催も予定されており、出場者をはじめ引率者等を含む多くの人々が三重県を訪れ、滞在することが見込まれます。

さらに、平成32年（2020年）東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、日本への注目度が高まり、海外から日本を訪れる人が大幅に増加すると期待されています。東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたっては、三重県もキャンプ地の誘致を推進しており、国内外への情報発信の好機と考えられます。



2-3 課題

世界遺産登録から10年が経ち、多くの成果が見られる一方で、社会情勢や、熊野古道、周辺地域の環境の変化を背景に、各種調査からはさまざまな課題が見えてきました。

(1) 地域住民の意識・関心

世界遺産登録から10年が経ち、地域住民の熊野古道に対する意識がやや薄れるとともに、多様化しています。そのため、地域住民や将来の地域の担い手である子どもたちが、熊野古道や自分が住む地域について学び、価値に気づき、関心・愛着を持つことが大切であり、これまで以上に啓発活動を進めていくことが重要となっています。

- ・活動当初に比べると、地域住民の熊野古道への関心が薄くなっているように感じる。(関係者ヒアリング)
- ・地域の子どもたちが熊野古道や自分の住む地域について学ぶことができる機会づくりが将来的な保全活動につながると思う。(関係者ヒアリング)

(2) 地域のおもてなしの醸成

古くから熊野古道には、訪れた人を分け隔てなく受け入れ、お世話をする「おもてなしの精神」が根付いています。観光関連事業者だけでなく、地域住民一人ひとりが訪れる人を気持ちよく迎え入れ、おもてなしの精神をさらに高めていくことが求められています。

- ・来訪者に対して、地域住民からのさりげない声掛けやお茶のふるまいなど、あたたかなおもてなしを提供していくことが大切である。(関係者ヒアリング)

(3) 保存会・語り部等の担い手育成と継続的な保全の仕組み

これまで自主的に保全活動を行ってきた保存会や、来訪者に熊野古道や地域の歴史、文化、自然を伝えてきた語り部の会等の活動団体の構成員の高齢化、減少により、その活動の存続が危ぶまれています。また、来訪者の増加により語り部が不足するなど、担い手の育成が喫緊の課題となっています。

一方で、世界遺産に登録されている熊野古道の保全管理については、その主体者が定められていますが、その範囲は広域に及ぶため、保存会との連携や地域住民の協力は欠かせません。地域外からの支援もあわせ、保全活動を継続していくための仕組みづくりを、多様な視点から総合的に検討することが必要です。

- ・保存会や語り部の会等の構成メンバーの高齢化、少人数化が進んでいることから、担い手育成が喫緊の課題である。(関係者ヒアリング)
- ・保全に係る関係者の役割分担を再確認することが必要である。(関係者ヒアリング)

(4) 伊勢路としての一体感の醸成

熊野古道伊勢路は、伊勢から東紀州地域まで行政区分が複数にわたることや、世界遺産登録エリアと登録外エリアがあることから、峠や地域ごとにその整備や情報発信等の取組が進められてきた面があります。一方で、伊勢路の歴史や文化を感じながら伊勢から熊野まで通して歩きたいとのニーズも高くなっていることから、それぞれの地域の個性を生かしつつ、関係者間の連携を深めるなど、伊勢路としての一体感を醸成していくことが重要です。

- ・伊勢地域の団体が開催するイベントに東紀州地域の団体が参加することなどを通じて、地域間の団体交流を深め、伊勢路としての一体感を深めていくことが重要である。(関係者ヒアリング)
- ・世界遺産登録エリア以外についても伊勢路として一体的に情報発信を進めていく必要がある。(関係者ヒアリング)

(5) 古道沿いの環境整備

来訪者は、観光やウォーキング、踏破など、さまざまな目的で熊野古道伊勢路を訪れるため、その要望は多岐にわたります。来訪者が安心して古道を歩くことができる環境整備とともに、来訪者に対する地域住民からの声かけやきめ細やかな情報の提供など、さまざまなソフト面の充足を図っていくことが求められています。

- ・一部の峠で古道沿いの案内板が分かりにくい箇所があったため、見晴らし台までの道に迷ってしまった。(来訪者アンケート)
- ・古道沿いのトイレの数が十分ではないように思う。(来訪者アンケート)

(6) 交通面での利便性

東紀州地域まで高速道路等が延伸するなど、交通面での環境整備に進展は見られるものの、公共交通機関による交通アクセスについては十分とは言えません。また、古道周辺の駐車場や二次交通などの充実も求められています。熊野古道伊勢路を訪れる人が増加する中、来訪者が訪れやすく、円滑に周遊することができる環境の整備が求められています。

- ・自家用車で訪れた際、峠の登り口と降り口を結ぶアクセスが不便に感じた。また、一部の峠などで自家用車の駐車場が十分ではないと思う。(来訪者アンケート)
- ・一部の峠で大型バスの駐車スペースが確保できないところがある。(関係者ヒアリング)

(7) 効果的な情報発信

来訪者が増加し、その目的も多様化していることから、熊野古道伊勢路の歴史や風土、文化等の本質的な価値を軸としながら、多様な視点での魅力を発信していくことが求められます。

また、さまざまな情報があふれている中、効果的な情報となり得るよう、来訪者のニーズを捉えたきめ細やかな情報発信、相互交流を図ることができる情報発信のあり方や仕組みづくりを検討することが必要です。

さらに、三県が広域的な連携のもとに情報発信に努めることで、熊野古道が世界遺産に登録された本質的かつ普遍的な価値について、地域内外に理解を深めてもらうとともに、来訪者の満足度を高め、ファンづくり、リピーターづくりにつなげることが重要です。

- ・首都圏や関西圏での熊野古道伊勢路の認知度がまだ十分ではないと思う。(関係者ヒアリング)
- ・ツイッターやフェイスブックなどの SNS を活用した情報発信が弱いと感じる。(関係者ヒアリング)

(8) 外国人来訪者に対応した環境整備

世界遺産の地として、外国人が訪れるようになっていますが、外国語に対応した受入態勢が十分とは言えません。今後は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催やアジア圏の経済成長等により、訪日外国人が一層増加すると見込まれます。外国人に熊野古道への理解を深めてもらうことや、さらに多くの外国人来訪者にその魅力を体感してもらうためにも、海外に向けた情報発信や、外国人来訪者の受入態勢の整備が求められます。

- ・外国人来訪者にとって、伊勢路へのアクセスに関する情報が十分ではなく、不便だと思う。(関係者ヒアリング)
- ・外国語に対応したパンフレットが十分ではないと思う。(関係者ヒアリング)

(9) 地域活性化効果の向上

ヒアリングなどからは、熊野古道伊勢路の来訪者が増加している一方で、地域全体への経済的な効果を十分に実感できていないことが課題としてあげられています。来訪者がまちなかを周遊する仕掛けづくりや、宿泊施設・販売施設の充実、地域製品の魅力向上などを通じて、来訪者の満足度を高め、滞在時間を延長する仕組みづくりが必要です。

- ・古道周辺のまちなかで、来訪者がお金を使う機会が少なく、地域への経済波及効果がまだ小さいと感じる。(関係者ヒアリング)
- ・古道歩きに訪れた人をどのようにしてまちなかに誘導し、周遊してもらうかを検討する必要がある。(関係者ヒアリング)

3

熊野古道の保全・活用のめざす姿

守り伝える伊勢路の価値
活かし広がる地域の賑わい^{にぎ}

地域の人々が中心となって、また地域外の人々も積極的に関わることにより、世界から認められた地域の宝である熊野古道を未来へ守り伝えるとともに、熊野古道伊勢路をはじめとする地域の魅力を活かし、地域が賑わう姿をめざします。

4

活動指針と具体的な取組

目標 1 価値に気づく

将来にわたって熊野古道を保全・活用していくためには、まず地域住民が熊野古道の文化的景観としての価値を正しく理解し、日常的に関わることで、古道や自らが住む地域に愛着と誇りを持つことが重要です。また、次世代にもその価値を伝えていく取組を推進していくために、子どもたちが地域の歴史や文化を学ぶことができる環境づくりが不可欠です。

さらに、熊野古道の価値を正しく情報発信し、また相互交流を図っていくことにより、地域外においても熊野古道の価値の気づきを促し、文化的景観への理解、さらに保全・活用への意識の醸成を図っていきます。

(1) 本質の追求

○研究の継続と発信

熊野古道の歴史や伝承、また、地域の歴史や生活文化の研究を継続するとともに、大学との連携等を通じて研究の強化を図ります。地域住民や来訪者向けのフォーラムやシンポジウムの開催、都市部での講座の開催、書籍の出版等を通じて、その取組内容や成果を広く発信していきます。また、研究の進展等による情報の更新・共有を継続的に図っていきます。

(2) 地域活動や社会教育

○地域住民の意識・関心の向上

地域住民が、熊野古道や地域の歴史・文化を学んだり、歩いたりするなど関わりを持つ機会を増やすことや、家族ぐるみのウォーキング大会など参加を促す仕組みづくりを行うことで、古道に対する意識・関心の醸成を図ります。

(3) 学校教育

○学校教育の充実

熊野古道を有する地域内の学校の遠足や総合学習等の時間において、古道を歩き、学ぶ機会の充実を図ります。また、学校教育の現場と、語り部の会や保存会が積極的に連携を図ることや、国内外の取組を参考にするなど、より効果的に学ぶ機会の提供をめざします。

また、地域内外の子どもたちの古道に対する理解を促進するため、古道を訪れ、体感する機会の充実を図ります。

■参考例 鹿児島県霧島市

地元の金山史跡が残る山ヶ野金山を継承し、地域の活性化を図ることを目的に、地域住民が実行委員会となって「山ヶ野ウォーキング」を開催している。町内の小学6年生全員がウォークに招待され一般参加者とともに歩くこと、コースのポイントでは中学生が説明役を担うことで子どもたちが地域を学ぶ機会づくりにつなげている。また、昼食やお茶のもてなし、地元産品の販売や砂金採取の実演など住民のほとんどが取組に関わっているほか、地区の高齢化による人手不足から、ウォーク参加者にもコース整備の協力を呼び掛け、作業を手伝ってもらっている。

※参考例は、主催団体等のホームページや出版物等から、要約して記載しています。以下の参考例も同様です。

(4) 情報発信

○本質的な価値の発信

熊野古道が世界遺産に登録された本質的な価値は、いまなお世界においても、誇るべき普遍的で稀有な価値です。その価値を継続的に発信することにより、引き続き熊野古道の社会的・国際的な価値の認知度向上を図ります。

(5) 拠点施設の活用

○拠点施設での情報発信と周辺施設との連携

拠点施設における継続的な情報・資料の収集や発信、来訪者と地域住民との交流を通じて、熊野古道や地域の価値に気づいたり、広げたりする機会を増やします。

また、拠点施設を軸として、周辺施設や熊野古道に関連する施設との連携をさらに推進することで、広域的な情報発信、交流人口の拡大に努めます。



地域の子どもたちによる清掃活動の様子

● 活 動 事 例 ●

テーマ		取組方向	活 動 事 例
1	本 質 の 追 求	研究の継続と発信	古道にまつわる伝承・史跡等の発掘、研究
			大学等との連携
			フォーラム・シンポジウム等の開催
			都市部での講座の開催
			研究の進展による発信情報の更新・共有
2	地 域 活 動 や 社 会 教 育	地域住民の意識・ 関心の向上	地域住民対象の古道ウォーク・保全清掃活動の開催
			子どもたちが古道案内人を担う古道ウォークの開催
			講座、勉強会や交流会の開催
3	学 校 教 育	学校教育の充実	学校教育での古道を学ぶ機会の充実
			学校教育の現場と語り部の会や保存会との連携強化
			修学旅行や遠足誘致の働きかけ
			子ども向けワークショップの企画
			国内外の取組の参照
4	情 報 発 信	本質的な価値の発信	インターネットを活用した本質的な価値の発信
			出版物による情報発信
5	拠点施設の活用	拠点施設での情報発信と 周辺施設との連携	熊野古道センターでの情報・資料収集の継続
			熊野古道センターでの古道や地域の情報発信強化
			周辺地域や熊野古道関連施設との連携・協力強化

目標

2 守り伝える

熊野古道の保全には、地域の人々による継続的な関わりが不可欠です。

超高齢社会の到来、地方の過疎化の進行など、社会情勢や取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、熊野古道の本質的な価値、それを構成する歴史の道、森林、自然、人々の生活等を守り伝えていくことが必要です。保存会や語り部の会等の自主的な守り伝える活動の担い手確保に努めるとともに、他地域や他団体との連携、保全に係る自主財源の確保の検討など、多角的な視点から適切な保全が継続的に行われるための仕組みの構築を図ります。

(1) 守り伝える体制

○保全状況の見回り・情報提供

古道を良好に保存し、また来訪者が安全に歩くことができるよう、引き続き、古道の見回りや、保全状況についての情報収集および提供に努めます。

○保全に係る体制づくり

本来の役割分担を前提に、行政と民間が適切に連携、協力するとともに、地域内外からの新たな担い手とつながっていく、持続可能な保全に係る体制づくりを推進します。

○関係団体の担い手確保

熊野古道ウォーキング・熊野古道に関する啓発活動の参加者や、地域住民のネットワークを通じて、若い世代に対して守り伝える活動への参加を促します。また、語り部については、養成講座などへの参加者を増やすため、参加希望者のニーズに沿って、より参加しやすくなるよう担い手養成機会の充実を図ります。

○関係団体間の連携

各地域における保存会や語り部の会等の団体が連携を強化することで、情報交換・共有やスキルの向上、活動地域の広域化を図ります。



保存会による保全活動の様子

○地域内外からの支援体制づくり

セミナー・交流会の開催や保全体験機会の提供を通じて会員の熊野古道への理解を促し、保全活動への支援をめざす熊野古道サポーターズクラブの取組の推進や、地域内外の企業や団体、学校等との連携推進を通じて、熊野古道を守り伝える活動をサポートする支援体制の強化を図ります。

■参考例 和歌山県

和歌山県田辺市にある世界遺産センターでは、継続性のある保全活動を展開していくことが重要であるとの考えから、地域内外の企業や団体を対象に、参詣道の維持や修復活動にボランティアとして協力を促す道普請ウォークをプログラム化している。

○保全活動に係る資金確保

参加料が保全に活用されるイベントの開催や企業への寄付の働きかけなど、保全に係る自主財源の確保に努めます。

(2) 啓発活動

○活動の顕彰

保存会や語り部の会をはじめ、多様な地域の団体による長年の地道な研究・活動によって、現在の熊野古道や周辺地域の価値が高められ、保全されてきました。それらの活動に対する顕彰等を通じて、地域に周知を図るとともに次世代への継承の促進をめざします。

○知る・体験する機会の充実

地域住民が熊野古道の清掃活動、美化活動に参加するイベントの実施等、地域住民が保存会や語り部の会の活動を知り、体験する機会の充実を図ります。

(3) 文化財保護

○文化財保護に関する継続的な取組

関係法令および平成17年度に策定された保存管理計画に基づき、引き続き適切な保存・管理を図ります。

また、これまでの災害時の復旧対応のノウハウを蓄積・活用し、今後の迅速かつ的確な対応につなげます。



熊野古道サポーターズクラブによる
保全体験活動の様子

(4) 文化的景観の保全

○知識・理解の向上

熊野古道の本質的な価値である文化的景観を保全していくためには、林業における森林の循環利用や地域の営みなども踏まえながら、世界遺産登録エリアにおける景観はもとより、周辺地域の建造物等をも含めた良好な景観の維持・形成に努めていくことが大切です。

そのために、「文化財保護法」や「景観法」、「景観保護条例」等の関係法令の遵守はもとより、有識者を招いてのセミナーや他の世界遺産登録地域との情報交換・勉強会の開催等、様々な学ぶ機会や交流の場を通じて、関係者や地域住民の文化的景観の保全に係る知識の向上、理解の醸成を図ります。

● 活 動 事 例 ●

テーマ	取組方向	活 動 事 例
1 守り伝える体制	保全状況の見回り・ 情報提供	継続的な見回りの実施
		保全状況の情報集約・提供
	保全に係る体制づくり	多様な主体の連携・協力
	関係団体の担い手確保	地域住民への守り伝える活動の周知・啓発
		地域住民への保全活動参加の呼びかけ
		担い手養成機会の拡充
	関係団体間の連携	保存会や語り部の会等の団体間の連携強化
	地域内外からの 支援体制づくり	熊野古道サポーターズクラブの活動の推進
		県内企業との連携、保全支援の呼びかけ
		地域外の保全団体との連携強化
保全協力企業・団体への還元（名称のHPへの掲載等）		
道普請ウォークのプログラム化		
保全活動に係る資金確保	学校との連携	
	古道を活用した有料イベントの開催	
2 啓 発 活 動	活動の顕彰	既存活動の顕彰
	知る・体験する機会の充実	保存会・語り部の会等の活動体験機会の提供
		古道の清掃・美化活動の開催
3 文 化 財 保 護	文化財保護に関する 継続的な取組	文化財の継続的な保存・管理
		災害復旧対応経験の蓄積・活用
4 文 化 的 景 観 の 保 全	知識・理解の向上	有識者を招いたセミナーの開催
		他の世界遺産登録地域との情報交換・連携強化
		熊野川流域景観計画による景観保全

3 伊勢路を結ぶ、地域を活かす

熊野古道伊勢路は、熊野へ向かう参詣者が一步一步たどった「熊野参詣道」の1つです。現代においても、伊勢から熊野までを「通して歩く」ことによって、熊野古道の本質的な価値をより理解し、体感できるものと考えます。熊野古道伊勢路を訪れた人が、安全・安心に歩くことができ、また伊勢路を中心とした周辺地域の歴史や文化、風土を体感し、学ぶことができる環境整備が必要です。さらに、来訪者と地域住民の交流を促進することや来訪者の周遊性を高めることにより、地域の賑わい創出を図るとともに、来訪者が繰り返し訪れたいと思う地域づくりに向けて、関係者が役割を分担しながら取組を進めます。

(1) 古道沿いの環境整備

○統一感のある環境整備・情報提供

古道沿いの案内板・道標の設置・更新や、トイレ・休憩施設・展望台等の設置場所の周知および整備に係る検討などにより、来訪者が安全・安心に目的地まで歩くことができる環境整備に努めます。

また、統一感のある案内板・道標の設置など熊野古道伊勢路として一体感のある空間づくりを目的とした環境整備や、伊勢路全体に対応したマップの作成など、伊勢路全体での情報提供に努めます。

■参考例 鹿兒島県屋久島

自然環境への悪影響やトイレの維持管理の負担増などを考慮し、来訪者に携帯トイレ使用の協力を促している。設置トイレや携帯トイレブースを記した地図や携帯トイレの利用方法などをホームページで公開することなどにより、来訪者に理解と協力を求めている。

(2) 情報発信

○効果的な情報発信

受け手を意識した効果的な情報発信を行うため、情報発信の在り方を見直します。体系的に情報発信を行うことにより、総合的な情報発信力の強化を図ります。それと連携する形で相互交流や口コミ拡散を図ることが可能なSNSや、スマートフォンなどを活用したきめ細やかな対応を進めることにより、熊野古道伊勢路のファンづくり、地域のファンづくりにつなげることをめざします。

また、国際的な認知度向上のため、外国人に熊野古道の価値の認識を高めてもらえるような情報発信のあり方を検討します。

○伝承や文化の紹介

熊野古道にまつわる伝承や文化財についてのパンフレット等の充実、説明板の設置などの情報提供を通じて、歩くだけでなく、熊野古道の歴史や文化を学び、体感してもらう機会の充実につなげます。

○多様な楽しみ方の提供

花、木、地形などのテーマや、複数のルートなど、多様な視点から熊野古道伊勢路の楽しみ方を提供することにより、来訪者層の拡大やリピーターづくりにつなげます。

(3) 踏破の推進

○通して歩く取組の推進

熊野古道伊勢路の価値の本質は全ての道程にあることから、踏破向けの情報提供や、踏破ウォークイベントによる PR、癒しや救いを願う巡礼の道としての発信、スタンプラリーなど、来訪者の伊勢路を通して歩く意欲を高める取組や通して歩きたいと思える仕組みづくりを一層推進します。

(4) 地域の賑わい創出

○空き家の活用等による交流促進

宿泊施設や飲食店、チャレンジショップ、アンテナショップ等、空き家を活用した交流促進を図ります。

■参考例 新潟県十日町市

過疎化が進む中で、地元住民が主体となり十日町市地域おこし実行委員会を設立、エコツーリズムや米の直販、後継者の育成・受入環境整備等の取組により、交流人口、定住者が増加した。また、世界最大級の野外芸術祭「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」を開催し、その一環として、地域で増加する空き家を、アーティストや建築家の協力により活用する空き家プロジェクトを展開している。

○誘客促進

三重テラス等の拠点施設の活用など、大都市圏を中心に誘客促進のための継続的な情報発信や、PR の強化に努めます。

また、国道 311 号の拡幅、全国規模のスポーツイベント（平成 30 年（2018 年）全国高等学校総合体育大会、平成 33 年（2021 年）国民体育大会）や東京オリンピック・パラリンピック競技大会（平成 32 年（2020 年））の開催に向けて、効果的な情報発信や旅行会社等との連携などにより、熊野古道伊勢路への誘客促進を図り、交流人口の拡大をめざします。

○周遊性・滞在性の向上

通して歩く仕組みづくりを推進することにより、滞在時間の延長、宿泊者の増加を図ります。また、高速道路の延伸による来訪者の滞在時間の延長効果を活かし、まちなかや周辺地域の観光資源に誘導する仕掛けづくりに取り組むことにより、地域への経済効果を高め、地域の活性化を図ります。

○文化的観光の推進

熊野古道の歴史や自然、また周辺地域の人々の生活、風習など熊野古道を育ててきた

資源を活かして交流人口の拡大、地域活性化をめざす「文化的観光」をはじめ、地域資源を活用した体験型・参加型ツーリズムを提供します。

○地域資源の活用による商品づくり

熊野古道伊勢路の土産物として、来訪者が買いやすく、そのイメージにふさわしいストーリー性のある特産品・名物の発掘・創出を図ります。さらに、インターネットによる販売促進やブランド化を図り、地域の活性化につなげます。

■参考例 石川県羽咋市

市の中山間地に位置する神子原地区では、市役所職員の発案により、地名の「神子原」を「神の子（キリスト）が住む高原」と英訳し、当地区で栽培されたコシヒカリをローマ法王に献上した。それによりブランド化と、高付加価値化に成功し、現在では米以外の農産品も神子原のネーミングで販売するなど、広がりが出ている。

○おもてなしの醸成

観光事業者や地域住民の来訪者に対するおもてなしの心の醸成を図り、古の熊野詣におけるおもてなしを今に伝えます。

また、地域住民の声掛けやおもてなしから生まれる来訪者と地域住民の交流により、繰り返し訪れたいと思う来訪者の増加につなげます。

■参考例 静岡県静岡市

市の中山間地域に位置する大間集落は、過疎・高齢化が急速に進んでいるが、周囲を茶畑で囲まれた美しい景観が「天空の癒し里」と呼ばれている。集落の全5戸が自宅の縁側を開放し、過度の負担がない範囲で、自宅にあるお菓子やお惣菜をお茶請けとして提供（有料）し、もてなす月2回の「縁側カフェ」を開いている。都市部と集落の人の交流、集落の空き家を別荘に借りる人の増加などの効果が生まれている。

～古の熊野詣におけるおもてなしとは～

熊野古道伊勢路沿道の地域住民は、熊野三山や西国巡礼をめざして歩いた旅人に、宿泊・休憩場所や食事を提供したり、時には行倒れた旅人を介抱したりするなど、もてなし、支えてきました。

1830年、九州から妻と息子を伴って西国巡礼に向かう旅人が、尾鷲市古江町の善根宿で病に倒れ、宿の主人の手厚い介抱にも関わらず亡くなってしまいます。旅人は地元の寺に丁重に葬られ、家族は初七日供養まで逗留しました。8年後、成長した息子が手厚い介抱とその後の親身な対応のお礼に再び主人のもとを訪れたことが古文書に残されており、当時の地域の人々のおもてなしの心をうかがい知ることができます。

○宿泊施設、休息施設の充実

地域住民との連携を図りながら、民泊や善根宿など、さまざまな形式の宿泊施設の活用・整備の検討を進めます。

■参考例 四国エリア

四国八十八カ所を歩いて巡礼するお遍路さんに対して、「民宿」や「旅館」、「宿坊」などのほか、「通夜堂」や「善根宿」などさまざまな形態の宿泊所が提供されています。

○交通アクセス、二次交通の充実

公共交通機関による交通アクセスや二次交通の利便性の向上、駐車場や手荷物預かり所などの充実を図るとともに、これらの情報を入手しやすくすることにより、来訪者が訪れやすく、周遊しやすい環境整備に努めます。

○海外に向けた情報発信と受入態勢整備

熊野古道に世界中から人が訪れるようになってきました。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等による訪日外国人の増加や、県内や近隣地へのキャンプ地誘致などが期待されます。世界の人々に正しく熊野古道を理解してもらうため、またより多くの人に訪れてもらうために、外国人来訪者に向けた効果的な情報発信、および外国語対応ができる人材育成など受入態勢の拡充を行います。

(5) 地域間連携

○伊勢から東紀州地域までの連携強化

熊野古道伊勢路の保全や活用に取り組む団体間、団体や行政間など、関係者間の情報交換等を通じて、伊勢路の一体感の醸成を図り、連携強化を推進します。

○三県の連携強化

熊野古道を結ぶ三県において、引き続き、さまざまな立場の関係者間での情報共有、連携強化に努め、広域での情報発信や保全・活用への展開を図っていきます。

■参考例 山梨県、静岡県

山梨県、静岡県が産官民協働で、「Fujisan Free Wi-Fi プロジェクト」を発足し、外国人観光客の滞在や周遊を促進するための取組を地域一体となって推進、両県で相互送客を図る取組を進めている。



川の参詣道 熊野川の川舟「三反帆」

● 活 動 事 例 ●

テーマ		取組方向	活 動 事 例
1	古道沿いの環境整備	統一感のある環境整備・情報提供	統一感のある案内板・道標の設置
			トイレや休憩施設等の設置場所の周知
			トイレ等の整備の検討
			伊勢路全体のマップ作成
			伊勢路全体での情報提供の強化
2	情報発信	効果的な情報発信	情報発信の体系化
			SNSなどを活用した相互交流の推進
			スマートフォンなどの活用
	情報発信	伝承や文化の紹介	古道にまつわる文化財や伝承などのパンフレット作成
			史跡等の説明板の設置
		多様な楽しみ方の提供	テーマや季節に応じたパンフレットの作成
			テーマ別ウォークの開催
3	踏破の推進	通して歩く取組の推進	踏破向けの情報発信の強化
			踏破ウォークイベント等によるPR
			巡礼の道としての情報発信
			スタンプラリー等踏破の仕掛けづくり
4	地域の賑わい創出	空き家の活用等による交流促進	宿泊・休憩施設、チャレンジショップ等への活用
		誘客促進	三重テラス等の拠点施設の活用
			首都圏等での情報発信の強化
			大規模イベントに向けた効果的な情報発信など
		周遊性・滞在性の向上	伊勢路とまち歩きモデルルートの設定
			おすすめの飲食店やスポット等の情報提供
		文化的観光の推進	宿泊を促す早朝・夜間のイベント開催や体験プログラムの提供
			地域資源を活用した文化的観光の推進
		地域資源の活用による商品づくり	伊勢路に係る土産物の開発
			熊野古道と地域のブランド化
		おもてなしの醸成	観光事業者を対象としたセミナーの開催
			地域住民のおもてなしの意識啓発
		宿泊施設、休憩施設の充実	民泊、B & B等、民家を活用した宿泊施設の検討
交通アクセス、二次交通の充実	交通アクセスに関する情報発信		
	交通アクセス・二次交通の充実		
	駐車場や手荷物預かり所の充実		
海外に向けた情報発信と受入態勢整備	外国語を併記した案内板の整備		
	外国語のホームページの拡充		
	外国語パンフレットの拡充		
	外国語対応の語り部育成		
5	地域間連携	伊勢から東紀州地域までの連携強化	関係者間の会議の継続
			伊勢地域と東紀州地域との連携
			三県の連携強化
			和歌山県、奈良県との連携

(付表1) 関係者に期待される役割整理表

	目標1 「価値に気づく」					目標2 「守り伝える」				目標3 「伊勢路を結ぶ、地域を活かす」				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	5
	本質の追求	地域活動や社会教育	学校教育	情報発信	拠点施設の活用	守り伝える体制	啓発活動	文化財保護	文化的景観の保全	古道沿いの環境整備	情報発信	踏破の推進	地域の賑わい創出	地域間連携
保存会	○	○	○	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○
語り部の会	○	○	○	○	○	◎	◎		○	○	○	○	○	○
古道・周辺の所有者						○			○					○
地域住民・団体		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
地域学研究団体	◎	◎	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
観光協会					○	○	○		○	○	○	○	○	○
商工会議所・商工会						○			○	○	○		◎	○
交通事業者						○			○		○	○	○	○
旅行事業者					○	○	○		○	○	○	○	○	○
観光事業者					○	○	○		○	○	○	○	◎	○
熊野古道センター	○	◎	○	◎	◎	○	○		○	○	○	○	○	○
市町教育委員会	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○		○
市町		○		○	○	○	○		○	◎	◎	○	◎	○
東紀州地域振興公社	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
県教育委員会	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	○	○		◎
県		○		○	○	○	○		○	◎	◎	◎	○	◎
サポーターズクラブ				○		○			○		○			
国	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○

◎は中心的役割を担う。

※市町は着地対策、地域内が中心、県は発地対策、広域エリアが中心。

※世界遺産登録地域内外により、整理が変わる場合がある。

(付表2) めざす姿の実現に向けた取組の方向性

テーマ	取組方向	短期	中期
		▼ 2015年R 311号拡張 ▼ 2018年インターハイ(三重県) ▼ 2019年 15周年 2020年東京オリンピック▼ 2021年国民体育大会▼	
目標1 「価値に気づく」			
1	本質の追求	研究の継続と発信	→
2	地域活動や社会教育	地域住民の意識・関心の向上	→
3	学校教育	学校教育の充実	→
4	情報発信	本質的な価値の発信	→
5	拠点施設の活用	拠点施設での情報発信と周辺施設との連携	→
目標2 「守り伝える」			
1	守り伝える体制	保全状況の見回り・情報提供	→
		保全に係る体制づくり	→
		関係団体の担い手確保	→
		関係団体間の連携	→
		地域内外からの支援体制づくり	→
		保全活動に係る資金確保	→
2	啓発活動	活動の顕彰	→
		知る・体験する機会の充実	→
3	文化財保護	文化財保護に関する継続的な取組	→
4	文化的景観の保全	知識・理解の向上	→
目標3 「伊勢路を結ぶ、地域を活かす」			
1	古道沿いの環境整備	統一感のある環境整備・情報提供	→
2	情報発信	効果的な情報発信	→
		伝承や文化の紹介	→
		多様な楽しみ方の提供	→
3	踏破の推進	通して歩く取組の推進	→
4	地域の賑わい創出	空き家の活用等による交流促進	→
		誘客促進	→
		周遊性・滞在性の向上	→
		文化的観光の推進	→
		地域資源の活用による商品づくり	→
		おもてなしの醸成	→
		宿泊施設、休息施設の充実	→
		交通アクセス、二次交通の充実	→
海外に向けた情報発信と受入態勢整備	→		
5	地域間連携	伊勢から東紀州地域までの連携強化	→
		三県の連携強化	→

守り伝える伊勢路の価値
活かし広がる地域の賑わい

地域の人々を中心となって、また地域外の人々も積極的に関わることにより、世界から認められた地域の宝である熊野古道を未来へ守り伝えるとともに、熊野古道伊勢路をはじめとする地域の魅力を活かし、地域が賑わう姿をめざします。

熊野古道伊勢路 資料編

資料1 熊野古道伊勢路概略図

資料2 「紀伊山地の霊場と参詣道」「熊野古道伊勢路」
シンボルマーク・デザインガイド



伊勢から熊野へ

- 1 女鬼峠
- 2 三瀬坂峠
- 3 荷坂峠
- 4 ツツラト峠
- 5 一石・平方峠・三浦峠 (熊ヶ谷道)
- 6 始神峠
- 7 馬越峠
- 8 八鬼山越え
- 9 三木峠・羽後峠
- 10 曾根次郎坂・太郎坂
- 11 二木島峠・逢神坂峠
- 12 波田須の道
- 13 大吹峠
- 14 観音道
- 15 松本峠
- 16 横垣峠
- 17 風伝峠
- 18 通り峠と丸山千枚田
- 19 浜街道
- 20 熊野川



「紀伊山地の霊場と参詣道」シンボルマーク

紀伊山地の3つの霊場とそれらへ向かう道をイメージしました。
 紀伊山地の持つ奥深さ、霊場の神秘性、参詣道の精神性を、グラデーションを活かした薄い緑とアクセントに用いた黄色で表現しています。
 シンボルマークはロゴタイプと組み合わせて使用することを基本としていますが、シンボルマーク単独で使用することもできます。
 シンボルマークは、色、形状を変更することはできません。
 シンボルマークの最小使用サイズは直径6mmとします。



シンボルマーク



熊野古道伊勢路
Kumanokodo Iseji

「熊野古道伊勢路」シンボルマーク

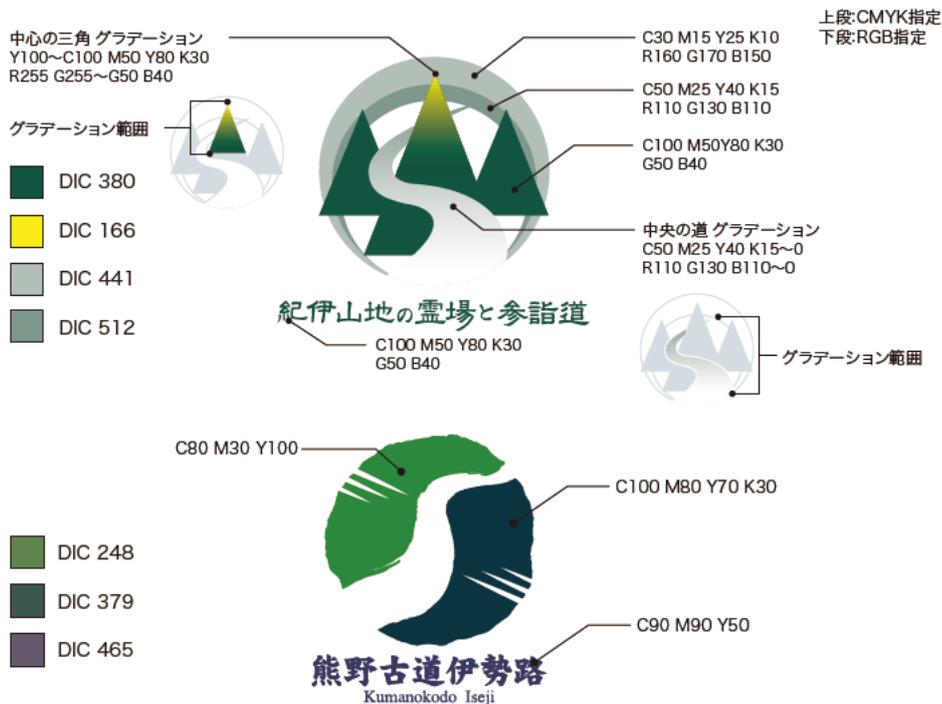
伊勢から熊野までの熊野古道伊勢路を結ぶシンボルマークです（公募により平成20年11月制定。）
 やわらかい円の中に、緑の濃淡で「伊勢」と「熊野」と、そこをつなぐ道が表現されています。
 シンボルマークは、色、形状を変更することはできません。

「紀伊山地の霊場と参詣道」ロゴタイプ

書体、色を変更することはできません。
 ロゴタイプは単独で使用することはできません。

紀伊山地の霊場と参詣道

清刷データ



参考 サインについて

熊野古道伊勢路の説明版や道標等のサインについては、「熊野街道歴史の道整備活用計画（改訂版）」にその標準仕様が示されています。
 ※サインについては、古道来訪者の安全に十分に留意して設置する必要があります。

世界遺産 資料編

- 1 世界遺産とは
- 2 日本の世界遺産
- 3 世界遺産の価値基準
- 4 「紀伊山地の霊場と参詣道」と三重の熊野古道
- 5 世界遺産の保全について
- 6 紀伊山地の参詣道ルール

1 世界遺産とは

1-1 世界遺産の目的と種類

遺跡や文化的な価値の高い建造物、貴重な自然環境を保護・保全し、人類にとってかけがえのない共通の財産として後世に継承していくことを目的に、世界遺産条約に基づき世界遺産リストに登録されている物件をいいます。文化遺産、自然遺産、複合遺産の3種類があり、2014年6月現在1,007件、そのうち、日本には18件の世界遺産があります。

①文化遺産	すぐれて普遍的な価値を有している記念工作物、建造物、遺跡 ▶ タージ・マハル（インド）やアンコール（カンボジア）等	779件
②自然遺産	鑑賞上、学術上、保存上顕著な普遍的価値を有している地形や生物、景観などを含む地域 ▶ イエロー・ストーン（アメリカ）やグレート・バリア・リーフ（オーストラリア）等	197件
③複合遺産	文化遺産と自然遺産の両方の要素を兼ね備えたもの ▶ マチュ・ピチュの歴史保護区（ペルー）等	31件

1-2 世界遺産条約

1972年に第17回のユネスコ（国連教育科学文化機関）総会で採択。正式名称は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」。条約締結国は、2014年6月現在191か国。日本は1992年に条約を締結しました。

「世界遺産条約」は、世界の貴重な文化遺産及び自然遺産を人類全体の宝物として損傷、破壊等の脅威から保護し、各地域において関係機関が協力して調査・保全することの大切さをうたっている条約です。必要に応じて国際的な協力のもとそれらの物件を保護し、次世代に伝えていくことを定めています。また、締結国には自国内に存在する世界遺産を保護・保存する義務を認識し、最善をつくすことなどが課せられています。

2 日本の世界遺産

名 称	種別	登録年	場 所	名 称	種別	登録年	場 所
屋久島	自然	1993年	鹿児島県	日光の社寺	文化	1999年	栃木県
白神山	自然	1993年	青森県、秋田県	琉球王国のグスク及び関連遺産群	文化	2000年	沖縄県
法隆寺地域の仏教建造物	文化	1993年	奈良県	紀伊山地の霊場と参詣道	文化	2004年	三重県、和歌山県、奈良県
姫路城	文化	1993年	兵庫県	知床	自然	2005年	北海道
古都京都の文化財	文化	1994年	京都府、滋賀県	石見銀山遺跡とその文化的景観	文化	2007年	島根県
白川郷・五箇山の合掌造り集落	文化	1995年	岐阜県、富山県	小笠原諸島	自然	2011年	東京都
原爆ドーム	文化	1996年	広島県	平泉—仏国土を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群	文化	2011年	岩手県
厳島神社	文化	1996年	広島県	富士山—信仰の対象と芸術の源泉	文化	2013年	静岡県・山梨県
古都奈良の文化財	文化	1998年	奈良県	富岡製糸場と絹産業遺産群	文化	2014年	群馬県

(2014年6月現在)

3 世界遺産の価値基準

世界遺産（文化遺産）に登録されるには、次の価値基準のいずれかに該当していると認められること等が必要です。さらに、文化財保護法や自然公園法などで保護されている国が推薦する物件であることが前提となっています。

文化遺産の価値基準

- C (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
- C (ii) ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展において人類の価値の重要な交流を示していること。
- C (iii) 現存する、あるいはすでに消滅してしまった文化的伝統または文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること。
- C (iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体、あるいは景観に関する優れた見本であること。
- C (v) ある文化（または複数の文化）を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地利用の優れた例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存在が危うくなっている場合。
- C (vi) 顕著で普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または明白な関連があること（ただし、きわめて例外的な場合で、かつ他の基準と関連している場合のみ適用）。

「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産の価値基準への適合性の証明

（「世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道」登録記念誌より要旨抜粋）

- ・（前略）本遺産を構成する記念工作物とその群および文化的景観を呈する遺跡は、日本古来の自然崇拜に根ざした神道と中国大陸や朝鮮半島から伝来した仏教の融合による独特の所産であり、東アジアにおける宗教文化の交流と発展の結果生まれた他に類を見ない顕著な事例群である。
よって、本遺産は価値基準の C (ii) に該当する。
- ・（前略）社寺の境内と参詣道及びその沿線の遺跡群は、宗教文化に関連して、今は失われた伝統と現在においてもなお継承されている伝統との複合のあり方を示す稀な事例である。
よって、本遺産に含まれるこれらの遺跡とその群は価値基準の C (iii) に該当する。
- ・（前略）「熊野三山」の社殿には他に類例を見ない顕著な様式の木造神社建築の様式が認められ、12世紀以降、全国各地に勧請された熊野神社の社殿の規範となった点で貴重である。（中略）
したがって、本遺産に含まれるこれらの記念工作物とその群は価値基準の C (iv) に該当する。
- ・本遺産を構成する個々の記念工作物及び遺跡は、神道および仏教、その融合の過程で生まれた山岳信仰である修験道など独特の信仰形態の特質を表す顕著な事例であり、山岳地帯に所在する行場などの神聖性の高い自然物又は自然の地域は、信仰に関連する独特の文化的景観を形成している。また、参詣のルートとなる道や川など線状にのびる資産に沿っては、信仰の山の経済的な基盤として発展し、今なおこの地域における生活や生業と密接に関わる人工林の地域などの良好な文化的景観が展開している。加えて、これらの地域では、今もなお「山伏」などの多くの行者や寺院の僧などによる修行及び宗教的儀礼が活発に行われているほか、一般の人々による参詣も継続的に行われており、日本国民の精神の中に資産が活かされ、文化として生き続けている。
このような神聖性の高い自然物又は自然の地域とその環境をなす人工林の地域、及びそこにおいて継続的に行われている宗教儀礼や祝祭などは、信仰の山の文化的景観を構成する有形・無形の諸要素として優秀かつ多様であり、日本を含む東アジア地域における同種資産の中でも模範例として顕著な価値を有するものである。
以上のような理由により、本遺産は価値基準の C (vi) に該当する。

4 「紀伊山地の霊場と参詣道」と三重の熊野古道

4-1 概要

日本列島の本州、東経 136 度線に沿って、北から太平洋に張り出す紀伊半島の大部分は標高 2,000m 級の山脈が縦横に走り、また年間 3,000mm を超える豊富な降水が深い谷を刻む山岳地帯で「紀伊山地」と呼ばれています。

日本の原始信仰は、山や岩、森や樹木、川や滝などを神格化する自然崇拝が一般的で、容易に人を寄せ付けない神秘的な自然環境を備えた紀伊山地は、古くから神々が宿る特別な地域と考えられるようになりました。また、538 年に百済から仏教が伝来して以後は、仏・菩薩の浄土にも喩えられるようになり、山岳修行の舞台ともなりました。

その結果、紀伊山地には北部には僧空海（774-835）が唐から導入した真言密教の霊場「高野山」と、日本固有の山岳宗教である修験道の霊場「吉野・大峯」、そして南東部には自然崇拝に根ざした神仏習合の形態がよくあらわれている霊場「熊野三山」という、世界的にも珍しい三種類の霊場が形成されています。

特に、日本の社会構造が律令制から封建制へと変化する 11 世紀から 12 世紀は、1052 年が末法の初年ということもあって、社会不安が著しく増大した時期で、数多くの人々が心の安らぎを求めて紀伊山地の霊場を訪れるようになり、以後は社会的風習ともなって日本の精神文化に大きな影響を及ぼし、特色ある文化的景観を形成するに至っています。

4-2 主な構成要素

①吉野・大峯	吉野山・吉野水分神社・金峯神社・金峯山寺・吉水神社・大峰山寺
②熊野三山	熊野本宮大社・熊野速玉大社・熊野那智大社・青岸渡寺・那智大滝・那智原始林・補陀洛山寺
③高野山	丹生都比売神社・金剛峯寺・慈尊院・丹生官省符神社
④参詣道	大峯奥駈道・高野山町石道・熊野参詣道（中辺路・小辺路・大辺路・伊勢路）



4-3 三重県内の指定地

1 史跡 熊野参詣道「伊勢路」他

年代 平安時代以降 所有者 国、市町、個人ほか

熊野参詣道は、平安時代から近世まで「熊野三山」への参詣者がたどった道です。熊野に至るルートは大きく3つに分けられます。第一は紀伊半島の西側を通る道路で、文献では「紀路」とされるものですが、これは途中で内陸を通る「中辺路」と海岸を通る「大辺路」に分かれます。第二は紀伊半島の東側を通る「伊勢路」、第三は高野山と熊野三山を結ぶ「小辺路」です。

熊野三山への参詣は、平安時代の上皇・法王や貴族層から始まり、徐々に庶民にも浸透し、室町時代には「蟻の熊野詣」と形容されるような最盛期を迎えます。このころ盛んに利用されたのが「中辺路」で、また熊野本宮大社と熊野速玉大社との往復には「熊野川」の船運が利用されました。その後、熊野三山のみを対象とする熊野詣は衰退しますが、民衆の社寺参詣が盛んになる江戸時代になると、西国巡礼者が伊勢神宮への参拝後、「伊勢路」を通過して西国巡礼の最初の札所である那智山「青岸渡寺」へ向い、巡礼の途中にある熊野三山にも詣でるようになります。

三重県に関係する史跡としては、「伊勢路」「熊野川」「七里御浜」「花の窟」があります。これらは、いずれも史跡本体のみならず、周辺の景観とあいまって高い価値をもつことが評価されたものですが、とりわけ「七里御浜」と「熊野川」は、「海浜」「川」の国史跡指定として景観に視点を置いた全国初の取組であり、今後の史跡指定の一方向をうかがわせるものとなっています。

2 天然記念物及び名勝 熊野の鬼ヶ城附獅子巖

所有者 国、熊野市

熊野参詣道沿いの文化的景観となる「熊野の鬼ヶ城附獅子巖」は、江戸時代の文献などにも景勝の地として登場しています。これらは、天然の風蝕・波蝕洞穴・岩塊として学術的にも貴重であり、1935年12月に国の天然記念物及び名勝に指定されています。

3 史跡 熊野三山「御船島」

年代 奈良時代以降 所有者 宗教法人 熊野速玉大社

熊野三山は、熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社のことを示し、それぞれが自然崇拜による固有の祭祀起源を持ちますが、10世紀後半には仏教の影響を受けて互いに他の二社の祭神を合祀し、「熊野三所権現」として日本第一の靈験としての信仰を集めるようになります。神仏習合の醸成された場所でもあり、我が国の信仰の歴史を考えるうえで貴重な資産となっています。

三重県に関係する史跡としては、熊野速玉大社の境内地で熊野川の中州の無人島である「御船島」が指定を受けました。御船島は熊野速玉大社の祭礼の場で、毎年10月16日には熊野速玉大社の主祭神が「神幸船」で御船島に渡る「御船祭」が行われ、島の周辺では

「早船」による競争や「諸手船」の上での「ハリハリ踊り」が舞われるなど、いにしえを偲ばせる祭りが行われます。

■世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する史跡等の一覧表（三重県内）

※出典：世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三重県保存管理計画より

名 称	区域・区間	総延長又は面積	
史跡熊野参詣道・伊勢路	①ツツラト峠道	度会郡大紀町大内山志子谷から北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原間	1.8 km
	②荷坂峠道	北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島地内	1.1 km
	③三浦峠道(熊ヶ谷道)	北牟婁郡紀北町紀伊長島区道瀬から同町同区三浦間	1.8 km
	④始神峠道	北牟婁郡紀北町紀伊長島区三浦から同町海山区馬瀬間	1.6 km
	⑤馬越峠道	北牟婁郡紀北町海山区相賀から尾鷲市北浦町間	2.5 km
	⑥八鬼山道	尾鷲市矢浜大道から同市三木里間	6.6 km
	⑦三木峠道 羽後峠道	尾鷲市三木里から同市賀田間	1.8 km
	⑧曾根次郎坂・太郎坂	尾鷲市曾根町から熊野市二木島町間	4.0 km
	⑨二木島峠道 逢神坂峠道	熊野市二木島町から同市新鹿町間	3.1 km
	⑩波田須の道	熊野市波田須町地内	0.3 km
	⑪大吹峠道	熊野市西波田須町から同市大泊町間	1.4 km
	⑫観音道	熊野市大泊町地内	0.9 km
	⑬松本峠道	熊野市大泊町から同市木本町間	0.7 km
	⑭横垣峠道	南牟婁郡御浜町神木から同町阪本間	2.0 km
	⑮風伝峠道	南牟婁郡御浜町栗須から熊野市紀和町矢の川間	1.1 km
⑯本宮道	熊野市紀和町矢の川地内	0.8 km	
	熊野市紀和町小川口から小栗須	0.6 km	
	熊野市紀和町小栗須から湯ノ口	0.2 km	
	熊野市紀和町湯の口から大河内	0.4 km	
	熊野市紀和町楊枝川地内	0.2 km	
史跡熊野参詣道	熊野川	熊野市紀和町小船から南牟婁郡紀宝町鮎田	21.0 km
	七里御浜	熊野市井戸町から南牟婁郡紀宝町鶴殿	18.0 km
	花の窟	熊野市有馬町字上ノ地 130-1、130-2、130-3	19,707㎡
史跡熊野三山 熊野速玉大社（御船島）	南牟婁郡紀宝町鮎田字右市ヶ鼻 1521	2,654㎡	
天然記念物及び名勝 熊野の鬼ヶ城附獅子巖	熊野市木本町字城山 1789、同市井戸町馬留 596	45,752㎡	

※ 総延長は、1/500の測量図により計測した平面距離、面積は1/25000の地図を基に計測した面積

5 世界遺産の保全について

5-1 法と条例

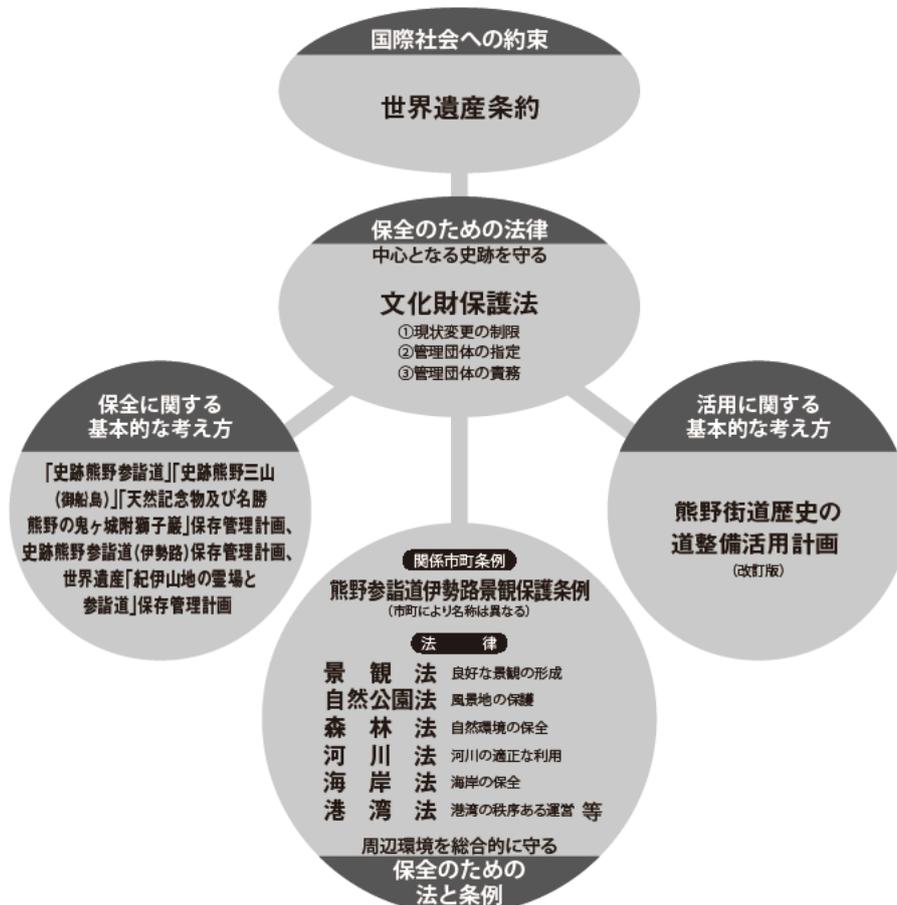
熊野古道やその周辺の地域が世界遺産に登録されたことにより、「世界遺産条約」の基本精神に則り保全に努め、次世代に確実に伝えていくために最善の努力を尽くさなければなりません。中心となる地域は国の史跡等に指定され、「文化財保護法」等の法令によって保全されています。周辺地域についても、関係法や市町が定める「熊野参詣道伊勢路景観保護条例^(※1)」によって景観や周辺環境が守られています。

また、登録にあたって、保全と活用の基本的な考え方が『「史跡熊野参詣道」「史跡熊野三山(御船島)」「天然記念物及び名勝熊野の鬼ヶ城附獅子巖」保存管理計画』(三重県)、『「史跡熊野参詣道(伊勢路)保存管理計画^{※1)}』(市町)として、各資産を管理する県及び市町によりまとめられています。

さらにイコモス^(※2)からは、より詳細な保存管理計画の提出が勧告されたため、三重県は、これらを含む保存管理計画として『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』(三重県)を策定しました。

※1 条例と計画の名称は市町により異なる。

※2 ICOMOS (International Council on Monuments and Sites) = 国際記念物遺跡会議。文化遺産の保存・修復に関する研究を行う非政府組織 (NGO)。世界各国に小委員会を持つユネスコの諮問機関。



世界遺産をとりまく関係法令等 (三重県関係)

5-2 モニタリング制度

世界遺産は登録後6年ごとに保全状況を報告し、見直しの審査を受けることになっています。この制度をモニタリングといいます。

モニタリング時に、登録当初の状況が何らかの理由で損なわれ、問題点や改善すべき点などが指摘されれば、指導や警告、改善命令が出され、それでも状況が改善されなければ「危機にさらされている世界遺産」に登録されるという不名誉な事態となります。

世界遺産とは「一度失ったら最後、二度と再現することが不可能で、人類共通の未来に伝えていくべき価値があり、民族、国境を越えて国際的に協力して保護する必要のある文化財」であることを強く認識し、保全する国際的責任を果たしつつ、有効に活用しながら、次の世代へ伝えていかなければなりません。

5-3 遺産の真実性

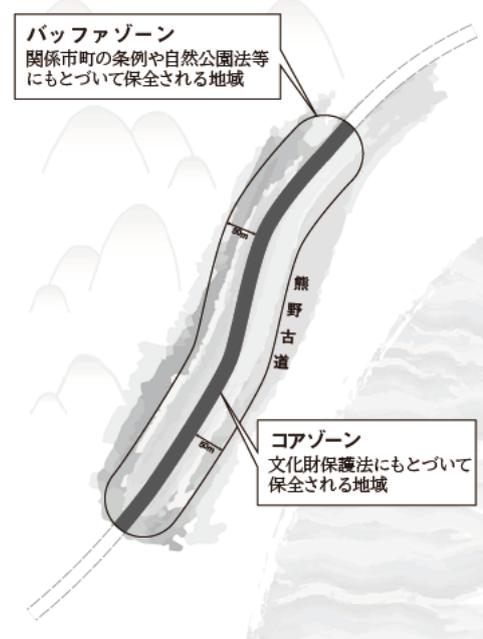
世界遺産に登録されるには「世界遺産条約を履行するための作業指針」の中に示されている登録基準のいずれか一つ以上に合致するとともに（3 世界遺産の価値基準参照）、真実性（オーセンティシティ）や完全性（インテグリティ）の条件を満たすことが必要です。

真実性とは、「本物であること」「真正であること」を意味します。主に建造物や遺跡などの文化遺産が持つ本物の芸術的、歴史的な価値のことをいい、意匠、材料、技術、環境がオリジナルな状態を保っていることが必要になります。復元や修復については、学術的な真実性に基づいて行わなければならないのは当然のことです。しかし、道や文化的景観に対する真実性の取組は日本では「紀伊山地の霊場と参詣道」が初めてのケースであり、また、道や景観は過去から現代まで絶えず変わり続けてきたものであるため、景観配慮や利用者サービスなどにおける対応は、遺産の持つ真実性を損なうことのないよう、十分な知識を持った慎重な対応が必要です。

5-4 コアゾーンとバッファゾーン

世界遺産の直接指定対象として厳格に保護される地域を「コアゾーン（核心地域）」と呼びます。文化遺産のコアゾーンは、文化財保護法により史跡などに指定され、国が保護する姿勢を明確にする必要があります。

また、コアゾーンの周囲に設けられた利用制限区域を「バッファゾーン（緩衝地帯）」と呼びます。バッファゾーンは、関係市町の条例や自然公園法・河川法等で守られています。



6 紀伊山地の参詣道ルール

世界遺産となった参詣道を保全していくため、三重県、奈良県、和歌山県の3県が共同して、ルールの公募等、多くの住民の方々の協力を得て、参詣道を訪れる人々が守るべきルールを策定し、平成16年7月8日、「世界遺産登録推進三県協議会」において決定されました。

紀伊山地の参詣道ルール

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、万物、生命の根源である自然や宇宙に対する畏敬を、山や森に宿る神仏への祈りという形で受け継いできた、日本の精神文化を象徴する文化遺産です。

私たちは、このかけがえのない資産がもたらす恵みを、世界の人々がいつまでも分かちあえるよう、参詣道を歩くにあたって次のことを約束します。

1 「人類の遺産」をみんなで守ります

紀伊山地の自然や文化にふれ、学び、私たち共有の資産の素晴らしさを、みんなの力で末永く後世へ伝えましょう。

2 いにしえからの祈りの心をたどります

この道には、祈りを捧げてきた多くの足跡が刻まれています。今なお続く人々の心に思いを馳せながら歩きましょう。

3 笑顔であいさつ、心のふれあいを深めます

出会った人と声をかけあい、また地域の人々とも交流を図りましょう。

4 動植物をとらず、持ち込まず、大切にします

貴重な動植物が生息する紀伊山地では、存在するもの全てが大切な資産です。自然を愛し、守る心を持ち続けましょう。

5 計画と装備を万全に、ゆとりをもって歩きます

道中は何が起こるかわかりません。中には険しい道もあるので、天候・体調・装備などを十分考えて、無理をせず歩きましょう。

6 道からはずれないようにします

道をはずれることは危険であり、植生などを傷めることにもなります。むやみに周囲に踏み込まないようにしましょう。

7 火の用心をこころがけます

タバコのポイ捨てなど、ちょっとした不注意から火災は起こります。火気の取り扱いは十分注意しましょう。

8 ゴミを持ち帰り、きれいな道にします

地域の人たちが古くから守りつづけてきた道です。ゴミを持ち帰り、来た時よりも美しい道にしましょう。

熊野古道アクションプログラム3 保全と活用のための活動指針

平成 27 年 3 月発行 編集・発行 熊野古道協働会議（事務局：三重県地域連携部南部地域活性化局東紀州振興課）〒514-8570 津市広明町13 Tel.059-224-2193
© Mie Prefectural Government 2015